

# 定 款

株式会社 進 和

# 定 款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社進和と称し、英文では、Shinwa Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種溶接・ろう付機械装置の設計、製作、販売ならびに溶接棒、銀ろう、ハンダ等の溶接材の製造、販売。
2. プレス、工作機械、搬送機械装置、治工具等金属加工機、液状搬送用ポンプ、合成樹脂成型加工機械等の設計、製作、設置、修理、販売。
3. 産業用ロボットの製造、販売ならびに産業用ロボット等を使用した生産工場内における自動生産化システムの設計、開発、設置、販売。
4. 生産工場内等におけるコンピュータ制御による生産指示・生産管理に関する情報通信システム機器の設計、製作、設置、販売およびコンピュータソフトの開発、販売。
5. 金属工作機械用・金属加工機械用部分品ならびにその付属品の設計、製造、加工、販売。
6. 自動車部品、家庭用電気製品部品の製造、加工、販売。
7. 切削油、潤滑油、加工油ならびに接着剤の製造、販売。
8. 金型、軸受けメタル等の金属材料およびモーター、トランス、電磁開閉器、漏電遮断器等の電気機器ならびに電線、リード線の販売。
9. 防音、防振機器、空気清浄機器等生産工場内における公害防止設備機器の設計、製作、設置、販売。
10. 前記第1号ないし第9号の製品の輸出入。
11. 金属、各種金属部品、家庭用電気製品部品の溶接加工、ろう付加工および熱処理加工。
12. 電気工事・通信設備工事・各種機械修理・配管工事の請負ならびにその取次、斡旋。
13. 土木および建築の設計、施工、監理ならびにその取次、斡旋。
14. 貴金属および特殊金属の地金の売買。
15. 駐車場の経営。
16. 一般区域貨物自動車運送事業。
17. 倉庫業。
18. 損害保険代理業および生命保険募集業。
19. 不動産の売買、仲介ならびに管理業。
20. 労働者派遣事業
21. 上記各号に附帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,310万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱い、手数料および株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(招集地)

第15条 当会社の株主総会は、名古屋市内で開催する。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### (員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

### (選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任期)

第22条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任の決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。

### (取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### (取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 計算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第35条 当社は、株主総会の決議によって毎年8月31日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第37条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の実任限定契約に関する経過措置)

第1条 第66回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。

(電子提供制度に関する経過措置)

第2条 2022年9月1日（以下「施行日という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上